

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和5年7月5日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

(1) 品名	小形除雪機（1.1m級）（中央区）
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり 入札に当たっては、総価での入札とします。
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市財務部契約課
(4) 入札日時・場所	令和5年7月28日 午後1時30分 新潟市役所本館2階契約課入札室
(5) 履行期限・履行場所	令和6年3月29日 新潟市中央区太右エ門新田1422-3
(6) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(7) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(8) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合には、入札を中止することがあります。
(9) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(10) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(11) 予定価格	公表しません。

(12) 最低制限価格	設けません。
(13) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市内に本社（店）、支店または営業所があり、かつ、当該本支店等が本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表第2の9の措置要件に該当しない者
- (5) 本調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者
- (6) 本公告で示す仕様書に基づく製作仕様書並びに当該製作仕様書に基づく調達物品の性能を証明する資料を提出できる者。なお、提出する書類は、いずれもJISに定める仕様書様式に準ずるものとし、本公告で示す仕様書に対応する部分に蛍光ペンでしるしをつけること。
- (7) アフターサービス・メンテナンスの体制表（別紙1）、サービス工場又は協力工場等（別紙2）及びサービス部品在庫一覧表（別紙3）を提出できる者

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。

なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号） 2部
2（6）及び（7）で示す提出書類 各1部
- (2) 提出先 新潟市財務部契約課物品契約係
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市役所本館2階
電話 025-226-2213
FAX 025-225-3500
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 申請期限 令和5年7月19日
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和5年7月13日
- (3) 提出先 3(2)に同じ
- (4) 提出方法 ファクシミリのみとします。
- (5) 回答期限 令和5年7月18日まで
- (6) 回答方法 個別にファクシミリにて回答するほか、入札控室に掲示及びホームページに掲載します。
- (7) その他 電話での受付は一切しません。
質疑書には、正確な番号及び件名を記入してください。また、返信用ファクシミリ番号を必ず記入してください。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。
- (7) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決

定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話番号)

(FAX番号)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和5年7月5日
番 号	新潟市公告第317号
品 名	小形除雪機(1.1m級)(中央区)

別紙様式

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者

)

(F A X番号

)

1 番 号 新潟市公告第317号

2 品 名 小形除雪機(1.1m級)(中央区)

質 疑 事 項

--

別紙 1

アフターサービス・メンテナンスの体制表

メーカー（本社）

名 称	
代表者	
住 所	
T E L	
担当者	

製作工場

名 称	
代表者	
住 所	
T E L	
担当者	

メーカー（支社・営業所）or 代理店

名 称	
代表者	
住 所	
T E L	
担当者	

部品供給センター

名 称	
代表者	
住 所	
T E L	
担当者	

消耗部品 輸送手段：
 所要日数：

 一般部品 輸送手段：
 所要日数：

サービス工場等 ※詳細は別紙2に記入

- (注) 1. 部品供給センターからサービス工場までの輸送手段と所要日数を記入する。
 2. 消耗部品とは通常の稼働状況で1年程度の期間内の消耗、又は劣化により交換が必要となる部品をいう。
 3. 一般部品とは、5年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品
 4. 所要日数が消耗部品で1日、一般部品で3日を超える部品については、その名称と所要日数を記載した書類を提出すること。

別紙2

サービス工場又は協力工場等

No.				
社 名				
工 場 所 在 地				
TEL (除雪期間連絡先)				
整 備 員 人 数 (整備士内訳を記入のこと)	計 人 級 人 級 人 級 人 その他 人	計 人 級 人 級 人 級 人 その他 人	計 人 級 人 級 人 級 人 その他 人	計 人 級 人 級 人 級 人 その他 人
入札参加希望者との関係	直 営 ・ 協 力	直 営 ・ 協 力	直 営 ・ 協 力	直 営 ・ 協 力
当該機械の昨年度整備実績	台 / 年	台 / 年	台 / 年	台 / 年
作業着手までの所要日数				
自動車分解整備事業者*	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
特定自主検査登録業者*	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
緊急時の整備員派遣体制 及びサービスカー保有台数	有 ・ 無 有 (台) ・ 無	有 ・ 無 有 (台) ・ 無	有 ・ 無 有 (台) ・ 無	有 ・ 無 有 (台) ・ 無
緊急時における 最遠地までの到着時間	地 名 時間	地 名 時間	地 名 時間	地 名 時間
指定自動車整備事業者*	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
当該機種種の整備マニュアル (メーカー発行のもの)	保有 ・ なし	保有 ・ なし	保有 ・ なし	保有 ・ なし
管 内 区 役 所 名	中央区役所	中央区役所	中央区役所	中央区役所

- (注) 1. 協力工場の場合は、契約書などの証明書類(写し)を添付願います。
2. *印の付いた項目で「有」とした場合は、確認書、登録証などの(写し)を添付願います。
3. 緊急時の整備員派遣体制で「有」とした場合は、昨年度の連絡系統及び派遣体制を添付願います。
4. 緊急時における最遠地までの到着時間は、所管する区役所管内でサービス工場から最も遠い位置までの地名及び所要時間を記入して下さい。
5. 調達物品の整備が可能な新潟市内の工場を全て記入し、調達物品の整備を担当する工場が書かれた列を蛍光ペンで囲んでください。

小形除雪機（1.1m級）
機械仕様書

建設機械管理番号【K05-0011】

建設機械管理番号【K05-0012】

建設機械管理番号【K05-0013】

建設機械管理番号【K05-0014】

建設機械管理番号【K05-0015】

建設機械管理番号【K05-0016】

新 潟 市

小形除雪機（1.1m級）機械仕様書

概 要

この機械仕様書は、小形除雪機（1.1m級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機の規格が平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に該当する場合、同法律に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については、新潟市長 中原 八一（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

1. 数量 6台

2. 性能

(1)最大除雪量	100t/h 以上※
(2)投雪距離	0~20m 以上※
(3)最大除雪幅	1.1m 以上
(4)最大除雪高	0.6m 以上

※「歩行型ロータリ除雪機の能力表示に替わる新たな指標について」（平成31年1月28日付除雪安全協議会）の表において、ブロワ周速、エンジン最大出力から上記性能を上回っていれば、要求性能を満たすこととする。

3. 主要諸元

(1)全 長	2,600mm 以下
(2)全 幅（除雪装置含む）	1,250mm 以下
(3)全 高	2,100mm 以下
(4)車両総質量	900kg 以下

なお、「5. 安全装置（3）雪詰まり除去具」及び「8. 付属装置及び付属品」は本車両総質量に含まないものとする。

4. 車 体

(1)車体形式	ハンドガイド式
(2)機 関 形 式 始動形式	水冷、ディーゼル機関 セルフスタータ式

(3) 走行装置

走行方式	ゴム履带式
変速段数	H S T式、無段階変速

5. 除雪装置

(1) 形 式	ツーステージ形、ロータリ除雪装置
(2) 構 成	オーガ、ブロワ、シュート
(3) 能 力	
シュート旋回角度 (正面を0度として)	左右各110度 以上
シュート高さ	1,700mm 以上
チルト角度	左右各7度 以上
昇降範囲	地下50mm～地上220mm 以上
シュー	除雪装置の接地状態を調整できるシューを有すること。
安全装置	除雪装置に設計を超える負荷が生じた場合に、機械を保護する安全装置を備えるものとする。
その他	シュート系統、昇降装置、ローリング装置は電動式又は油圧式とする。

6. 安全装置

歩道除雪機安全対策指針(案)(昭和63年11月)第2編第2章安全機構に基づく次の安全機構を備えること。

(1) 運転者離脱時安全機構、または同等の機能を有するもの	1式
(2) シュート安全機構、または同等の機能を有するもの	1式
(3) 雪詰まり除去具	1式
(4) 後進時緊急停止機構、または同等の機能を有するもの	1式
(5) セーフティスタート機構	1式
(6) オーガサイドカバー	1式
(7) 緊急停止装置、または同等の機能を有するもの	1式
(8) 黄色灯火	1式
(9) 危険箇所の表示	1式

7. 計器類

(1) 燃料計	1式
(2) アワーメータ	1式

8. 照明装置類

(1) 前照灯	1灯
(2) 作業灯	1灯

9. 付属装置及び付属品（車両総重量に含まない）

(1) 標準付属工具	1 式
(2) 燃料用携行缶（鋼製20L 消防法令に適合した容器）	1 式
(3) 取扱説明書	1 部
(4) 部品表	1 部
(5) 予備シャーペン（全種類各 10 本）	1 式
※安全装置にシャーペンを用いる場合	
(6) 履歴簿	1 部

10. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

11. 納 品

11-1 納入期限

令和6年3月29日

※納入期限前であってもできる限りすみやかに納品することとし、そのスケジュールを事前に発注者と打ち合わせること。

11-2 納入場所

新潟市中央区太右エ門新田1422-3

11-3 納品書

納入の際は納品書を添付すること。

12. 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

13. その他の事項

13-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

13-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火は、本体に堅固に取付け、黄色灯火の質量、振動に耐えるよう取付部分に

必要な補強を行うものとする。

13-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

13-4 業務評価について

契約終了後、この契約に関する業務評価をいたします。

14. その他の仕様

車体の見やすい位置に、「図1 新潟市標識図」の標識を表示する。また、「新潟市」を丸ゴシック体で記入する。寸法については、車体に表示できる範囲とする。

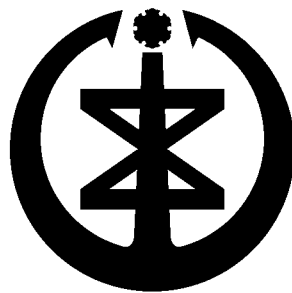


図1 新潟市標識図